

## 非常事態作戦本部の発表

### 【ポイント】

- ・ 昨 25 日、エチオピア非常事態作戦本部は以下のとおり声明を発表。
- ・ 本 26 日、日本政府はエチオピア全土を危険レベル 4（退避勧告）に引き上げ。
- ・ 商用便が運行している間に早急に国外へ退避してください。

### 【本文】

1 非常事態作戦本部は、非常事態宣言の国内での実施状況等を評価し、以下 4 点の決定事項を発表しました。

(1) 治安機関以外の者が、国防軍、連邦警察、地域の特殊部隊、地方警察の制服を着用することは禁止され、治安部隊は、治安機関の構成員ではない者や更新された身分証明書を携帯せずに治安機関の制服を着用している者を発見した場合、然るべき措置をとる。

(2) 非常事態宣言により許可された団体以外は、いかなる通信媒体でも軍の動き、戦場での活動、結果に関する情報を発信することは禁止する。民間人および軍の指揮官は、与えられた任務、使命を除き、軍の動きや戦場での活動、結果について発言することは許されない。これに違反した者に対し、治安部隊は然るべき措置をとる。

(3) 治安部隊は、現状を好機と捉え、憲法に反して暫定政府やその他の違法な政府の樹立を主張する者に対し、然るべき措置をとる。

(4) 非常事態作戦本部は、表現の自由を口実に、直接的または間接的にテロリスト集団を支援し、存続をかけた戦いに対する障害を作り出す者に対し、その行為を止めるよう警告する。治安部隊は、これに違反する行為を止めない者に対して、然るべき措置をとる。

2 本 26 日、日本政府はエチオピア全土を危険レベル 4（退避勧告）に引き上げました。エチオピア滞在中の邦人の方は直ちに国外に退避してください。

<詳細>

(PC) ==> [https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo\\_2021T101.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2021T101.html)

(携帯) ==> [http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbhazardinfo\\_2021T101.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbhazardinfo_2021T101.html)

3 在留邦人の皆様は、商用便が運行している間に早急に国外へ退避してください。商用便の運行が停止した場合、日本への帰国・国外への退避は非常に困難になります。

(1) 目的地がどこであれ商用便利用には PCR 陰性証明が必要です。日本行きの商用便を利用する場合、エチオピア出国 72 時間以内の陰性証明書の厚労省フォーマットへの転記が必要です。同サービスを提供している医療機関は、以下のリンクから確認ください。

[https://www.et.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00809.html](https://www.et.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00809.html)

(2) 25 日時点で、ボレ国際空港は正常に運用されており、チケット予約状況も普段どおりです。今後の情勢変化により、商用便の運行停止やチケットがとりづらくなる可能性があります。

ります。各航空会社のHPや旅行代理店を通じ、状況は常に確認ください。

4 今後、市内において情勢が急変する可能性もあります。有事の際の対策・退避方法について、以下のとおり案内します。

(1) 市内で緊急事態が発生した場合には、不要不急の外出を避け、群衆やデモ隊、政府及び軍施設には近付かないで下さい。

(2) 身の回りで危険を感じた場合、大使館にご連絡ください。要すれば一時的退避場所を指示します。

(3) インターネットが遮断される場合、当館から在留邦人の皆様への連絡は、主にショートメッセージ(携帯番号宛)で行います。現在当館に登録されている電話番号に変更がある場合、直ちに高橋、中崎までご連絡下さい。

(4) 電話、ショートメッセージも使えなくなった場合、当館はFM放送(99.0HZ)により情報提供を行います。FM受信可能なラジオを備えておいて下さい。

(5) 身のまわりで異常があれば、直ちに以下の当館関係者にご連絡下さい。

高橋：内線501 携帯0911-200721 (警備領事)

中崎：内線502 携帯0911-216773 (警備領事)

伊田：内線302 携帯0911-503181 (総務)

※在エチオピア日本国大使館 011-667-1166 (代表)

(6) 緊急時に備えて、「安全の手引き」をご参照ください。

<安全の手引き>

[https://www.et.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00742.html](https://www.et.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00742.html)

以上

【在エチオピア日本国大使館】

代表電話：011-667-1166

《緊急連絡先》

警備領事班

0911-200-721 (高橋) [ei.ji.takahashi@mofa.go.jp](mailto:ei.ji.takahashi@mofa.go.jp)

0911-216-773 (中崎) [taisei.nakazaki@mofa.go.jp](mailto:taisei.nakazaki@mofa.go.jp)

0911-503-181 (伊田) [toshio.ida@mofa.go.jp](mailto:toshio.ida@mofa.go.jp)

※このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>